

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書(概要)

- 大都市制度改革について提言を行った第30次地制調答申から10年以上が経過し、急速な人口減少や人材不足の深刻化、デジタル化の進展などの変化が見られる中、**大都市制度のあり方や大都市圏での広域的な取組**に関し、論点を整理するとともに対応の方向性を検討*1。

*1：以下の4.について論点整理を行い、その他の項目について対応の方向性を検討

1. 大都市を取り巻く現状と検討の視点

- 全国的な人口減少が進む中、特別区は2045年頃まで人口の増加が続き、**大都市*2への人口の集中度合は一貫して高まる**ことが予想
- **東京圏への人口集中や経済・生活圏と行政区画との不整合**などの課題が挙げられる中で、地域住民の意向の反映や国全体の政治・行政や社会経済への影響という観点から、**どのような大都市地域にどのような大都市制度が求められるか**についても議論を深めていくことが重要

*2：本WGでは、指定都市制度及び都区制度が適用されている区域を「大都市」と呼称

2. 指定都市制度

- 指定都市への**更なる権限移譲に向けた検討**だけでなく、**人材不足の顕在化**を見据え、事務の性質に応じた、道府県との間での**事務の一元化・共同化**についても検討

3. 都区制度

- 特別区部の都市としての一体性を重視しつつ、特別区においても**技術系職員の確保が困難**になっていることや**デジタル技術の進展**などを踏まえ、**都が積極的に役割を果たす**ことも検討

4. 新たな大都市制度としての「特別市」制度

(1) 「特別市」制度の意義

- 様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、**引き続き議論が必要**

(2) 制度を検討する際の課題

- 以下の項目について、議論を深める趣旨で、**論点を整理**

【広域自治体が分割されることによる影響】

- ① 警察、医療提供体制、都市計画など、残存する道府県の事務処理への影響とその対応策
- ② 「特別市」に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い
- ③ 「特別市」が周辺市町村において果たすべき役割
- ④ 行政サービスの提供に影響が生じないための財政面での対応

【住民自治の確保】

- ・ 「特別市」の区等での住民自治や住民代表機能の確保について

【「特別市」移行の要件・手続】

- ・ 手続の端緒や国の役割、住民投票の可否・範囲等について

5. 大都市圏における広域的な課題への対応

(1) 都道府県の区域を超えた圏域行政への対応

- 経済・生活圏が都道府県域を超えて広がっている東京圏では、少子化対策や高齢社会対策、大規模災害対策などの広域的に調整を行いながら取り組むべき課題に対し、**圏域で一体となって実効性のある調整を行うための仕組み**の構築が必要
- **国と連携・調整を行うための仕組み**を広げていくことや、防災や子育て、介護、交通などの市町村が重要な役割を果たしている分野の課題について、**市町村の意見を反映するための仕組み**を設けることも必要

(2) 指定都市を含む市町村間の広域連携

- **地方圏**では、指定都市が中心となり、**法令に基づく事務や専門人材の確保、公共施設の集約化**等に重点を置いた連携が必要
- **三大都市圏**では、規模・能力が同程度の市区町村間での連携に加え、比較的にリソースを有する**指定都市等を中心とした連携の枠組み**についても検討